

V

復旧・復興計画

第3期



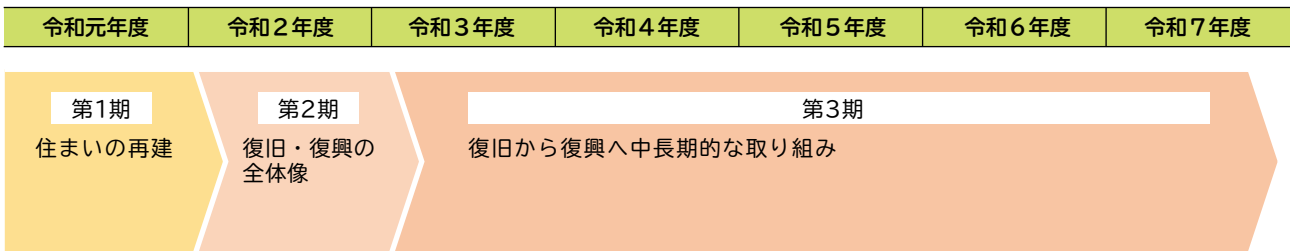
第1章 計画の趣旨

町では、これまで「厚真町復旧・復興計画（第1期）」および「同（第2期）」を策定し、町民の生活再建や生活基盤の早期復旧に向けて取り組んできました。

第3期においては、これまで取り組んできた復旧事業の進ちよくを確認するとともに、中長期的な視点で今後取り組むべき施策を明確にし、復旧から復興に向けた展開について示します。

①期間

令和3～令和7年度の5年間の計画期間とします。



②位置付け

本計画は、胆振東部地震からの復旧・復興に向けた取り組み内容を取りまとめ、推進の方針を示すものです。とりまとめに際しては、優先度の高い住まい再建や復旧・復興の全体像について先行的に示した第1期・第2期の進ちよくを踏まえ、令和3年度以降の取り組み内容を再構成します。

なお、復旧・復興計画第1期から第3期の主な内容は以下のとおりです。

【第1期】

被害状況や復旧事業、住まい再建の支援策、土地利用の方向性を示しました。

【第2期】

復旧・復興全体における施策体系、分野別施策の方針、実施する取り組みを示しました。また、地域再生計画などに基づき地域別整備方針を示しました。

【第3期】

第1期・第2期までの取り組みの進ちよく状況を整理するとともに、総合計画改訂版および次期総合戦略と連動し、中長期的な視点で将来の“あつま”を描くとともに、災害に強くしなやかで持続的な発展をめざし、今後の展開を示すものです。

I

II

III

IV

V

VI

VII

VIII

IX

第2章 復興ビジョン

①復興への想い

これまで、町では、アンケートやワークショップ、懇談会などを通じて、町民の皆様と町の復興について議論してきました。私たちが大事にしたい想いがここに 있습니다。

一 結実期の厚真町を襲った震度7

- 厚真町にとって平成30年は期待あふれる年でした。基幹産業である農業の経営安定化や、近年注力していた子育て支援、移住・定住、起業支援、人材育成の取り組みが実を結びはじめ、豊かな自然環境を生かした新たな仕事生まれ、7月には平成29年1月以来1年半ぶりに4,670人台に人口が回復するなど、厚真町が新たな局面に入る予感に、胸を高めていました。
- 平成30年9月6日未明、厚真町を震度7の地震が襲い、宅地や農地が一瞬にして土砂に飲み込まれ、道路は寸断され、生活や生産の基盤となっていたものが失われる事態となりました。胆振東部地震によって、私たちは37名の尊い命を喪（うしな）い、余震を含む大きな揺れにより、住まいや暮らしに大きな損害を受け、平穏な日々が一変することとなりました。日常生活に支障をきたし、見慣れた景色を失った町民全員が被災者となったとも言えます。

一 “復旧”と“種まき”に奔走した2年

- 被災から2年、避難所や仮設住宅での暮らしを経て、ようやく、住まいや農地、斜面の復旧が各地で見られるようになってきました。しかしながら、いわゆる“コロナ禍”では、話し合いや支えあい困難になる事態に見舞われています。
- 復旧が進んだとしても、震災の前と同じ、まったくの元通りにはならないこともあります。それぞれが新しい平穏な日常を取り戻せるよう、今後も支えあいや支援が必要です。
- この2年、厚真町を「いいところだ」と言ってくれる人、助けてくれる人や応援してくれる人たちに巡り合ってきました。そして、そういった方々の力を借りながら、よりよい厚真町をめざして種まきをしてきました。
- 被害のメカニズムは徐々に解明されつつあり、4,000年前にも地滑りを伴う地震が発生した可能性が高いことが示されました。崩れた山肌に生えた小さな芽を目にするとき、100年単位の時間がかかったとしても、確かに環境は再生していくのだという希望を持つことができます。

一 被災を経て新たな厚真町へ

- 震災後、さまざまなことに気づかされました。“つながり”の大切さ、日頃からの備えの大切さ。震災の経験や地域の記憶を、後世に伝えることも大切です。この町でもっと幸せに暮らすために、まだできることもあります。
- 被災を経て得られた気づき、つながりを大切に、もっと希望の持てる豊かな日々をめざしてこのまちの復旧・復興に取り組みます。

②基本的な考え方

復興への想いをもとに、本計画では、めざすべき「復旧」「復興」の考え方を以下に示します。

【復旧】

原形復旧・改良復旧を通じた施設の再生や、生活の機能の回復

【復興】

町民が「(新たな) 日常」を獲得し「また‘あつま’で明るい未来」を描けるようになること

③復興ビジョン

基本的な考え方のもと、町の復興ビジョンを以下に示します。

このつながりを未来へ

震災前とまったく同じ日常は、残念ながら取り戻すことができません。

しかし、私たちは「つながり」の大切さを知るとともに、たくさんの「つながり」も得ました。

これまで実施したワークショップやアンケートで、最も多く出た言葉の一つが「つながり」です。

豊かな自然、何世代にもわたって田畑を開墾してきた先人たちの功績、田舎の暮らしにあこがれて厚真町に移住してきた方の想い、これら従来からの大事な宝を守り、震災によって傷ついたものを回復させながら、私たちは、いま、新しい未来を創りはじめています。

これからも、町内外のさまざまなつながりの力で、「あつま」を未来へつないでいきます。

～ ビジョンのもとになった言葉 ～

「震災後、つながりや絆を感じている」(町民ワークショップ)

「人とつながり、あたたかさをこれからも大事にしたい」(令和2年度アンケート調査)

「もっとつながりを広げたい／深めたい」(町民ワークショップ)

「再び人があつまるまちにしたい」(職員ワークショップ)

「次世代にあつまの宝をつなげたい」(町民ワークショップ)



V 復旧・復興計画 第3期

第3章 取り組みの進ちょく状況

厚真町復旧・復興計画 第2期では、3つの基本方針に基づいて施策を整理しました。これらの施策に位置付けた各取り組みの現在の進ちょく状況を整理します。

厚真町復旧・復興計画に係る取り組みの進ちょく一覧（令和3年3月時点）

■ 住まい・暮らしの再建

1 住まいの再建

取り組み	進捗状況	備考
①災害公営住宅等の整備、既存公的住宅の整備及び民間賃貸住宅建設への支援	完了	災害公営住宅等の整備、既存公的住宅の復旧が完了しました。民間賃貸住宅については、引き続き平常の業務にて建設を支援していきます。
②「あつま型住まい再建プログラム」による被災者サポートの実施	継続	多くの方が住まい再建に目途がついていますが、修繕が未了の方などについて引き続きサポートが必要です。
③住まい再建に向けた各種支援制度の拡充、利用勧奨	継続	「あつま型住まい再建プログラム」の進ちょくに合わせて、引き続き制度利用勧奨が必要です。
④集落再生と連動したまちづくりと一体的な住宅再建支援	継続	地域再生計画に基づき、小規模改良住宅の整備、防災拠点、避難路の整備を引き続き実施する必要があります。

2 町民生活の再生

取り組み	進捗状況	備考
①社会生活基盤の復旧	継続	富里浄水場の復旧など事業は大きく進展していますが、未完了の箇所について国・道等の関係機関と連携し、事業の完了に向けて取り組む必要があります。
②被災者の生活再建支援	継続	被災者の生活再建に向けて、生活再建支援金や義援金の支給などを引き続き実施する必要があります。
③地域コミュニティ施設の再生支援	継続	（仮称）北部地域防災拠点施設の整備や自治会が所有する神社などの地域コミュニティ施設の復旧・再建を引き続き支援する必要があります。
④暮らしの安心確保	平常の取り組みに移行	地域交通の維持確保など生活再建後の暮らしの安心確保については、従前からの課題でもあることから、平常の業務にて全時的な対策を検討しています。

3 保健・福祉の復旧・充実

取り組み	進捗状況	備考
①保健福祉施設の復旧	完了	令和2年度内に復旧事業が完了しています。
②町民の健康維持・増進、心のケアの推進、生活支援の継続	継続	仮設住宅から恒久住宅への移行期にあたり、今後も心のケアや生活支援の推進が必要です。

4 子育て・教育の復旧・充実

取り組み	進捗状況	備考
①文教施設の復旧	完了	令和2年度内に復旧事業が完了しています。
②子どもの育ち・学びへのきめ細やかな支援	継続	健やかな育ち・学びについては従前からの目標であり、平常の業務として継続しています。防災学習や児童生徒の心のケアについては、継続が必要です。

■ なりわい（仕事）の再生

1 農業の再生

取り組み	進捗状況	備考
①農業施設の復旧	継続	厚幌導水路の導水管復旧、復旧工事終了後の農地の経過観察などに継続して対応する必要があります。
②営農環境の変化への対応検討とさらなる農業の振興	平常の取り組みに移行	農業振興については従前からの課題であることから、地震の影響による営農環境の変化を注視しながら、平常の取り組みに移行して継続します。

2 森林および林業の再生

取り組み	進捗状況	備考
①被害状況に応じた森林再生方針の整理	完了	令和2年度に森林再生方針をとりまとめました。
②林業施設の復旧	継続	国・道など関連機関と連携のうえ、引き続き、林道・林業専用道・森林作業道の復旧/再整備に取り組む必要があります。

3 水産業の再生

取り組み	進捗状況	備考
①漁業施設の復旧	完了	令和2年度内に復旧事業が完了しています。

4 商工業の振興・交流の推進

取り組み	進捗状況	備考
①商工業者の経営再建支援	継続	共同仮設店舗の運営を令和3年度まで継続するほか、災害復旧資金利子補給などの支援事業を継続しています。
②町内外の新しいつながりを活かした経済活性化	継続	胆振東部地震後の新たなつながりを活かし、新たな産業・事業の創出や、地域活性化に向けた取り組みの創出を引き続き検討します。
③観光・交流の拠点や仕組みの整備	継続	胆振東部地震の記憶を伝える「(仮称)震災伝承ツーリズム」など、新たな観光・交流の仕組みの整備を引き続き検討します。

■災害に強いまちづくり

1 災害に強い社会基盤の整備

取り組み	進捗状況	備考
①本震災における山腹崩壊箇所の二次的被害防止	継続	国・道などの関係機関と連携し、砂防事業、治山事業の完了に向けて取り組みます。
②災害に強いインフラの整備	継続	避難路の整備や地すべり対策、配水管の耐震性強化に向けた取り組みを引き続き行う必要があります。

2 地域防災体制の整備

取り組み	進捗状況	備考
①本震災対応の検証に基づく防災体制の見直し	継続	地域防災計画の改訂が完了しています。引き続き業務継続計画やマニュアル等の作成・更新に取り組む必要があります。
②自主防災組織の設置推進・活動支援、防災・減災知識の普及・啓発	継続	各地区では、組織設置・避難計画の作成が進んでいます。今後も、各地区の組織の設置推進とともに、各種訓練の実施など実践的な活動を展開するための支援が必要です。
③町内外の機関との協力体制の構築	継続	胆振東部地震の教訓を踏まえ令和2年度までに複数の団体との災害協定を新たに締結しました。今後も体制構築を行います。

3 防災拠点の整備

取り組み	進捗状況	備考
①防災拠点となる施設の整備	継続	町の防災の拠点となる、新庁舎、備蓄倉庫、(仮称)北部地域防災拠点施設の整備について検討・実施する必要があります。
②防災拠点の機能強化	継続	防災拠点における電力確保のため、再生可能エネルギーの創出・供給の仕組みを整備していく必要があります。

4 被災の記憶の継承

取り組み	進捗状況	備考
①犠牲者の追悼	継続	慰霊のための碑やモニュメントの整備について継続して取り組む必要があります。
②記録や記憶の保存・活用	継続	資料の収集・保存や、各資料の活用について継続して取り組む必要があります。
③防災学習の推進	継続	学校教育等の分野では防災学習の推進が行われていますが、カリキュラムの確立や副読本の整備などに継続して取り組む必要があります。



第4章 基本方針と施策の体系

復旧・復興の進ちよく状況を踏まえ、基本方針を以下のとおり再編し、今後の展開の視点と施策の体系を示します。

1 住まい・暮らしの再建

住まい・暮らしの再建については、だれ一人として取り残さないという理念のもと、被災者一人ひとりの状況に合わせた再建支援、心のケアを継続します。併せて、地域コミュニティの再生・活性化への支援に向けた取り組みや、胆振東部地震で被害を受けた百年記念公園やパークゴルフ場など地域住民の生活に欠かせない公園施設等の再整備についても検討を進めます。

甚大な被害を受けた吉野地区については、住民、ご遺族、地権者等の意向を確認しながら、植栽などの環境整備の推進と将来的な地区の姿について検討を進めます。

- ①心のケア・生活再建支援の推進
- ②地域コミュニティの活性化への支援
- ③公園施設等の再整備
- ④吉野地区の環境整備

2 なりわい（仕事）の再生

大規模な被害を受けた各産業基盤については、国・道など関係機関の協力のもと復旧を推進します。特に民有林を含めた被災森林の再生に関しては長い年月を要しますが、整備手法等について引き続き、調査・研究を進めます。また、胆振東部地震をきっかけとした町外とのつながり（＝関係人口）の維持・拡大を図るとともに、復興に向けた新たな事業の創出に向けて連携を強化していきます。

- ①産業基盤の復旧
- ②森林および林業の再生
- ③関係人口・企業との連携による新しい事業の創出

3 災害に強いまちづくり

胆振東部地震の教訓を踏まえ、避難所や避難路の見直し、地域防災体制の整備など、ハード・ソフトの両面の防災・減災を推進します。災害時に拠点施設となる役場庁舎および周辺施設、防災備蓄倉庫の整備についても、本格的に着手します。

- ①災害に強い社会基盤の整備
- ②地域防災体制の強化
- ③防災拠点・施設の整備

4 被災の記憶の継承

胆振東部地震で得た多くの教訓と復旧・復興の記憶や経験を忘れず町内外で共有し、今後の災害に備える防災意識社会の実現をめざします。

- ①犠牲者の追悼
- ②胆振東部地震の記録や記憶の継承
- ③防災・減災意識の醸成
- ④胆振東部地震の経験を生かした交流人口・関係人口の創出

I

II

III

IV

V

VI

VII

VIII

IX

第5章 分野別計画

基本方針1 | 住まい・暮らしの再建

施策1 心のケア・生活再建支援の推進

施策の方針

- * 町民の心身の健康をサポートし、健やかで安心できる暮らしの再生をめざします。
- * すべての町民が生活基盤としての住まいを再建できるよう、個々の状況や希望に寄り添い、生活再建を支援します。

現状と課題

- 被災によるショックや被災後の環境の変化、今後の生活への不安などから、心身の健康への影響が懸念されるため、これまで応急仮設住宅などを中心に、生活支援相談員（LSA）や保健師などによる個別訪問や、こころの相談会などの開催を行ってきました。今後は、応急仮設住宅などからの住み替え先や在宅生活者に対する支援の継続が求められています。
- 住まいの再建に関しては、災害公営住宅等の建設、被災した福祉施設の再建支援のほか、個々の被災状況や再建意向に応じた多面的かつ専門的な支援体制により再建に向けた決断を後押しする「あつま型住まい再建プログラム」による支援に取り組んできました。「あつま型住まい再建プログラム」においては、これまでは対応が急務となる応急仮設住宅などの入居者を中心に支援を実施してきましたが、今後は在宅被災者も含めた支援が求められています。

取り組み内容

自助、互助・共助、公助の基本的な考え方にに基づき、心のケアや生活支援を継続して行います。特に、住み替え後の生活支援を引き続き行うとともに、健康実態把握により選定した重点地区を対象に、在宅被災者の心のケア・生活支援を行います。

在宅被災者の中には被災した住宅で生活を続け、住まいの再建の方針が定まっていない方も見受けられることから、各地区の民生委員や自治会を通じた情報収集と関係機関での情報共有・分析により、在宅被災者が抱える課題の把握と必要な支援を行っていきます。また、各制度の実施期間において、継続して住宅再建にかかる助成や、義援金の配分などの支援を行います。

また、被災者の住まい確保のため、これまでに建設した災害公営住宅等の維持・管理を継続して行うとともに、北部地域において小規模改良住宅を整備します。

主な取り組み・事業

- ・ 重点地区における心のケアの実施
- ・ ゲートキーパーの養成
- ・ ライフサポートアドバイザー派遣事業
- ・ 住まい再建に向けた個別支援の継続
- ・ 各種支援制度の実施および利用勧奨
- ・ 災害公営住宅等の維持・管理
- ・ 小規模住宅地区改良事業

項目	事業期間							
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
心のケア・生活支援	方針検討		重点地区支援		方針見直し			
	ハイリスク者支援							
	自助・互助・共助支援							
住まい再建に向けた個別支援の継続	応急仮設住宅などの入居者の支援(重点)			在宅被災者の情報収集と個別支援の実施				
	各種支援制度の実施・利用勧奨							
住環境整備	災害公営住宅等の整備			災害公営住宅等の維持、管理				
	小規模改良住宅の整備							

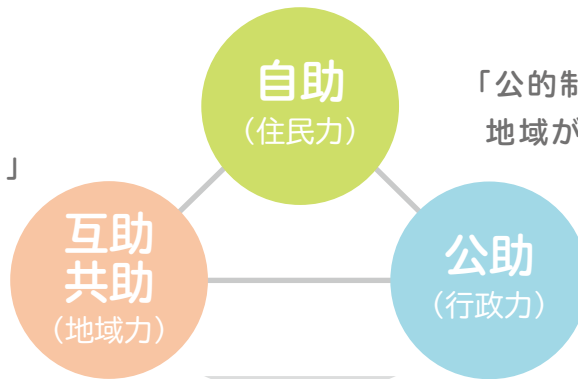
■ 自助、互助・共助、公助の考え方

「自分や家族でできることを自ら取り組む」

自らの健康管理(セルフケア)や自らの介護予防、市場サービスを自ら購入するなど

「地域が個人・家族でできないことを支える」

友人、自治会などによる普段からの交流、見守り活動、異変の気づきなど



「公的制度によって個人・家族や地域ができないことを支える」

自分自身や家族だけでは問題を解決することが難しく、生命に危険をおよぼす恐れがあるときに公的な判断のもと支援を行うこと

町の取り組み

自助への支援

普及啓発活動

- ・こころの教室
- ・やさしい精神保健講座
- ・広報誌健康情報掲載
- ・こころの健康に関するリーフレット全戸配布
- ・既存事業での情報提供

互助・共助への支援

見守り支援活動

- ・ボランティアによる訪問、情報共有
- ・民生委員や地区保健福祉推進員との情報共有や連携
- ・地域の方々からの情報提供に基づく専門職の支援介入
- ・ゲートキーパー養成講座実施

公助の実施

ハイリスク者支援

- ・生活支援相談員(LSA)の配置
- ・こころのアンケート実施(健診事業を活用)
- ・個別相談・継続支援(医師・臨床心理士・保健師などによる家庭訪問・来所・電話)
- ・相談機関の紹介

地域で暮らす人々の健康問題の解決へ



施策 2 地域コミュニティの活性化への支援

施策の方針

*住まいを再建した後、地域の中で共に助け合い、支えあいながら安心して暮らすことができるように、コミュニティの活性化に向けた支援を行います。

現状と課題

- 応急仮設住宅などを退去し住まいを再建した後、各地域で町民が孤立することなく、共に助け合い、支えあいながら安心して暮らすことができるように、各地域で今後のコミュニティの活性化に向けた検討が求められています。中でも、甚大な被害を受けて集落の人口が減少した地域におけるコミュニティの持続や、災害公営住宅や公営住宅が建設され、新たに団地が形成された地域における既存自治会を含めたコミュニティの形成などが課題となっています。
- このような状況の中、町では、甚大な被害を受けた北部地域について、地域の巡回や状況把握を行う集落支援員を配置し、復旧・復興事業の円滑な実施を支援しています。また、社会福祉協議会では、令和2年度より、地域の民生委員や自治会の協力のもと、幌内地区や富里地区をはじめとして小地域で集いの場を開催し、今後自治会が中心となって地域のコミュニティの活性化に向けた議論や取り組みが行えるように、地域の方々の話し合いの場づくりを行っています。

取り組み内容

社会福祉協議会と連携し、小地域での集いの場の他地区への展開や、災害公営住宅や公営住宅の建設地域における団地入居者と既存自治会などとの顔合わせや話し合いの場づくりなどの支援を行っていきます。

特に被害が甚大な北部地域については、集落支援員を配置し、地域の巡回を通じて状況把握に努めるとともに、令和2年度に策定した「北部4地区地域再生計画」の推進を図っていきます。

主な取り組み・事業

- ・集落支援員の配置
- ・地域コミュニティ施設等再建支援事業
- ・コミュニティの形成支援
- ・北部4地区地域再生計画の推進

項目	事業期間							
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
コミュニティの形成支援		地域コミュニティ施設等再建支援		小地域での集いの場づくり				
被害が甚大な地域への対応			地域再生計画の策定・推進・見直し					
			集落支援員の配置					

施策 3 公園施設等の再整備

施策の方針

*胆振東部地震の影響で使用できない状況にあった公園施設等を再整備します。

現状と課題

- 新町運動公園内に整備されていたパークゴルフ場は、胆振東部地震の発災後、福祉仮設住宅等の建設用地として使用されてきました。今後は地区住民の健康増進やコミュニティを育む場としての、施設の復旧が求められています。
- 豊沢地区の百年記念公園では、厚幌導水路の復旧のための導水管工事が行われ、一部の公園利用ができない状況にあります。公園用地内の導水管工事終了後、町民の憩いの場として、緑豊かな公園環境の復旧が求められています。

取り組み内容

新町パークゴルフ場の再建については、用地の選定、整備計画について検討を進めます。
また、百年記念公園は、公園用地内の緑化を図るとともに、周辺環境と調和した利活用を視野に、整備計画を検討します。

主な取り組み・事業

- ・パークゴルフ場の再建
- ・百年記念公園用地の再整備

項目	事業期間							
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
パークゴルフ場の再建				用地の選定 整備計画の検討				
百年記念公園用地の整備			厚幌導水路（豊沢地区）工事		計画・設計		整備	



施策 4 吉野地区の環境整備

施策の方針

*胆振東部地震で甚大な被害を受けた吉野地区の再生に向けて、将来の構想づくりと必要な環境整備を行います。

現状と課題

- 胆振東部地震で甚大な被害を受けた吉野地区では、胆振東部地震後進められてきた各種復旧工事がほぼ完了したことを受け、令和2年度より将来の構想づくりに着手しています。
- 構想づくりにおいては、土地所有者に対して今後の土地の利用・管理意向を伺ったうえで、当面の土地の管理方法と将来の土地利用について検討しています。
- 土地の管理については、管理が行き届かずに荒れ地になることを避けるために、土地所有者の承諾が得られる土地については、町が緑化による管理代行を行うことを検討しています。
- 将来の土地利用については、農業従事者の営農環境や、将来的な農家住宅などの宅地環境、胆振東部地震による地区内の犠牲者の慰霊環境の確保などが求められています。
- 胆振東部地震後、奈良県から吉野桜が寄贈されたことや、町民有志の吉野地区に花を植える活動などから、植樹などによる地区の景観再生も求められています。

取り組み内容

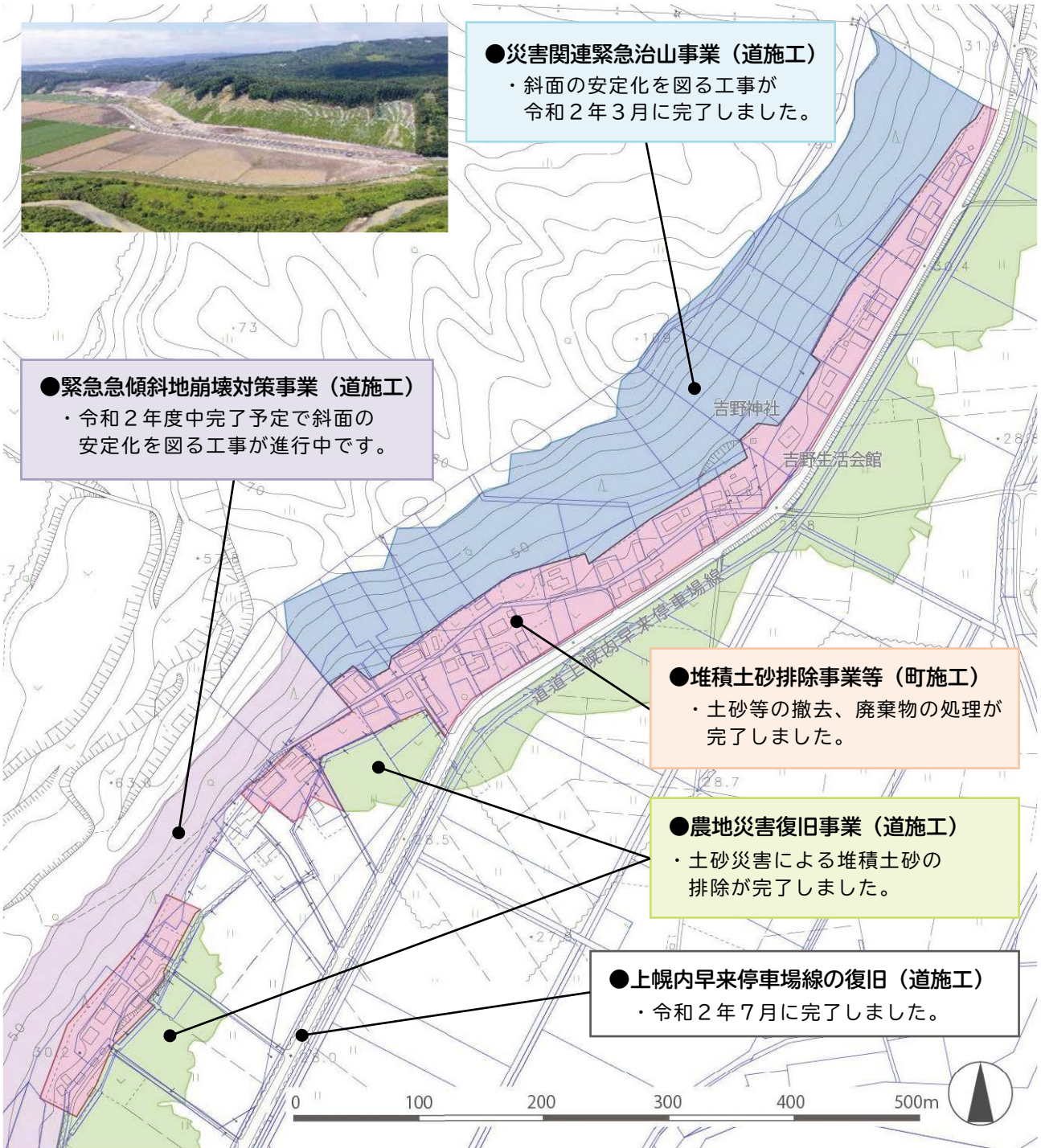
吉野地区の将来の構想づくりを進め、緑化による管理代行と必要な環境整備を行います。

主な取り組み・事業

- ・緑化による暫定的な管理の実施
- ・将来構想の検討

項目	事業期間							
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
吉野地区の環境整備					緑化による暫定的な管理			
				将来構想の検討				

■ 吉野地区の現状（令和2年12月時点）



基本方針2 | なりわい(仕事)の再生

施策 1 産業基盤の復旧

施策の 方針

*なりわい再生に向けて、関係機関の協力のもと復旧を推進します。

現状と課題

- 被災した各産業の早期再生に向けて、国や道などの関係機関との連携や、ボランティアなどの支援のもと、施設の復旧やその他の経営再建支援に取り組んできました。農地に流入・堆積した土砂の撤去や、経営の再建と安定化に向けた各種制度の利用勧奨などの取り組みにより、各産業の再生が進んでいます。
- 一方、崩土除去後の農地の生産環境の再生や、崩壊斜面からの流出土砂による漁業への影響などについては、継続したモニタリングが必要です。
- 今後は、未了の復旧事業に引き続き対応するほか、胆振東部地震の影響によるさまざまな環境変化を注視し、生産性の回復と安定に向けて対応していくことが求められます。

取り組み内容

厚幌導水路の導水管の復旧をはじめとした、災害復旧事業の速やかな完了に向けて取り組むとともに、共同仮設店舗の管理・運営や、利子の一部補給などの事業を引き続き実施します。

また、胆振東部地震の影響による環境変化をモニタリングし、生産性の回復と安定に向けて必要な支援を検討・実施します。

主な取り組み・事業

- ・直轄災害復旧事業「勇払東部」(国)
- ・共同仮設店舗の管理運営
- ・中小企業災害復旧資金利子補給
- ・震災影響のモニタリング

項目	事業期間						
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
産業基盤の復旧	直轄災害復旧事業「勇払東部」						
	共同仮設店舗の管理・運営						
	中小企業災害復旧資金利子補給						
	胆振東部地震影響のモニタリング						

施策 2 森林および林業の再生

施策の
方針

- * 持続的な森林資源活用の基盤を、長期的な視点で整備します。
- * 森林と人との接点を創出し、胆振東部地震後の森林と地域住民との新たな関係性の構築を図ります。

現状と課題

- 町内では、地震により 3,160ha の林地崩壊が発生しました。二次被害防止の観点から対策が急務な崩壊地・流域については、関係機関により必要な措置が行われ、現在も経過観察を行っています。
- 林地崩壊箇所については、「崩壊地」と「堆積地」に区分しており、特に森林造成が困難と見込まれる崩壊地において、道が主体となり造林実証試験を実施しています。
- 林地崩壊に伴い、路網が寸断されており、立ち入れない森林が発生しています。
- 震災前に比べて、町民と森林との間に隔たりが発生している可能性があります。森林に立ち入る機会の創出や、森林資源の利活用により、町民と森林との関係性を再構築することが必要です。

取り組み内容

現在、計画および実施されている事業の速やかな完了を推進するとともに、経過観察が必要な箇所の把握と定期的なモニタリングを実施し、安全を確保します。

また、路網の再整備と合わせて、将来的に木材生産林として期待できる場所への森林造成を優先的に推進し、森林機能の回復を図ります。また、持続可能な林産業の確立に向けて、倒木や残存している森林資源の利用計画を策定します。

さらに、植樹会や、崩壊した森林の自然回復の過程を観察する会などの開催を通して、身近な森林と町民との接点を複層的に展開し、地域資源である森林との関係性の再構築を図ります。



V 復旧・復興計画 第3期

■ 主な取り組み・事業

- ・ 治山事業の推進 ・ 震災影響のモニタリング ・ 森林再生に向けた実証試験および再造林
- ・ 林道施設等の復旧および林業専用道等の整備 ・ 胆振東部地震遺構の整備 ・ 植樹会などの開催

項目	事業期間							
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
治山事業の推進	対策事業の推進					モニタリング		
森林造成			意向調査（集中期間）					
		実証試験						
		被害木整理・再造林（集中期間）						
林業施設の復旧	林道施設等復旧			林業専用道等整備（令和9年度まで集中期間）				
森林と町民の新たな関係性構築			植樹会などの開催					

施策 3 関係人口・企業との連携による新しい事業の創出

施策の方針

*関係人口や企業との連携により、復興に向けた新たな事業の創出を行います。

現状と課題

- 胆振東部地震以降、町を訪れた災害ボランティアは令和2年12月時点で5,500人以上、胆振東部地震後に新たに町と協定を結んだ企業は5社以上にのぼるほか、官民のさまざまな地域づくりの取り組みに参画する町内外のネットワークが広がっています。
- 今後は、胆振東部地震からの復興や中長期的な地域づくりに向けて、現在あるつながりをこの後の継続した関係とするための方策を検討するとともに、上記のような関係人口や企業との連携により、新たな産業や、地域活性化に向けた取り組みを創出することが求められます。

取り組み内容

胆振東部地震を機に得られた関係人口や企業とのつながりを生かし、新たな産業や、地域活性化に向けた取り組みの創出を促します。

主な取り組み・事業

- ・エネルギー地産地消事業
- ・企業版ふるさと納税制度の活用

項目	事業期間						
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新産業の創出	関係人口・企業との連携強化、新産業の創出						



基本方針3 | 災害に強いまちづくり

施策 1 災害に強い社会基盤の整備

施策の 方針

*胆振東部地震で明らかになった防災面での課題を踏まえ、今後の災害発生に備えて、災害に強い社会基盤を整備します。

現状と課題

- 山腹崩壊が発生し二次的被害が懸念される箇所については、国による日高幌内川の河道閉塞部における越流対策や、チケッパ川、チカエツ川、東和川における砂防事業、道による急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業、治山事業により、対策が講じられています。引き続き、国・道と連携し、山腹崩壊などの被害箇所の二次的被害防止に努める必要があります。
- 胆振東部地震では、交通網の寸断や、電源喪失時に情報が不通となるなど、災害に対するインフラの脆弱性が明らかになりました。
- 胆振東部地震の教訓を生かし、避難路の整備、町造成宅地における地すべり対策や配水管の耐震性強化、公共施設における非常用電源の確保など、災害に強いインフラの整備を行うことが求められます。
- 災害発生時の情報通信インフラの整備として、防災無線のデジタル化を行うとともに、災害に強いまちづくりの基礎となるハザードマップについても、適宜改訂や普及を行う必要があります。

取り組み内容

国・道など関係機関と連携し、山腹崩壊箇所の二次的被害を防止する対策として、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、治山事業等を実施します。

また、胆振東部地震の教訓を生かし、避難路の整備、町造成宅地における地すべり対策や配水管の耐震性強化、公共施設における非常用電源の確保などの基盤整備を行います。さらに、災害発生時の情報通信インフラである防災無線のデジタル化や、基礎的な情報となるハザードマップの改訂を行います。

主な取り組み・事業

- ・直轄砂防事業（国）
- ・治山事業（道）
- ・急傾斜地崩壊対策事業（道）
- ・避難路の整備（幌内左岸線・上厚真小学校通り線）
- ・宅地耐震化推進事業
- ・配水管の耐震化
- ・エネルギー地産地消事業
- ・防災無線のデジタル化
- ・ハザードマップの改訂

第4次厚真町総合計画[改訂版]

項目	事業期間								
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
二次的被害の防止			直轄砂防恒久対策						
		治山事業							
避難路の整備			幌内左岸線の整備						
			上厚真小学校通り線整備						
災害に強い インフラ整備			宅地耐震化推進事業						
			公共施設における非常用電源の確保						
			防災無線デジタル化						
ハザードマップの 整備			ハザードマップ改訂						

I

II

III

IV

V

VI

VII

VIII

IX

V 復旧・復興計画 第3期

施策 2 地域防災体制の強化

施策の方針

* 今後の災害発生に備えて、「自助・共助・公助」の考え方に基づいて地域防災力の向上をめざして継続的に取り組みます。

現状と課題

- 胆振東部地震後の対応で学んだ知恵や教訓を、今後の災害発生時の対応に生かすため、「自助・共助・公助」の考え方に基づき、地域防災力の向上や地域防災体制の強化に取り組む必要があります。
- 町の体制については、胆振東部地震時の災害対応について検証を実施し、地域防災計画の見直しを図りました。今後は、業務継続計画やマニュアルなどの見直しを適宜行うとともに、訓練を繰り返し行い、より計画を実用性の高いものに更新することが求められます。
- 地区の防災体制については、自主防災組織の発足や活動に対する支援を実施しています。これまでに4地区で組織が発足しているほか、避難計画などの作成を進めています。
- 自主防災組織の結成とともに、各避難所単位での避難所開設・運営マニュアルの整備、避難所開設・運営訓練の実施や避難訓練の実施など、備えに向けた実践的な活動を展開することも必要です。

取り組み内容

胆振東部地震の教訓を踏まえて更新した地域防災計画をもとに各種訓練を行い、計画やマニュアルの更新・策定を行いながら、町の防災体制を強化します。また、非常時の協力体制を構築するため、災害協定の締結などを積極的に行います。

地区防災体制の強化のため、自主防災組織の発足や活動、地区防災計画（避難計画等）の策定への支援を行うとともに、避難訓練、避難所開設・運営マニュアルの整備、避難所開設・運営訓練の実施を支援し、より実践的な活動の展開をサポートします。

主な取り組み・事業

- ・ 業務継続計画の見直し
- ・ 災害廃棄物処理計画の策定
- ・ 各種訓練の実施
- ・ 災害協定の締結
- ・ 自主防災組織の設立・活動支援
- ・ 地区避難計画の策定支援
- ・ 北海道地域防災マスター認定研修への支援

項目	事業期間							
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
庁内体制強化	訓練の実施							
	計画・マニュアルの更新（随時）							
地域防災力の向上	自主防災組織への支援							

施策 3 防災拠点・施設の整備

施策の方針

*災害時の安全・安心を確保するため、災害対応の中核機能を担う役場庁舎の防災機能の強化や、防災機能を有するコミュニティ拠点施設の整備、防災備蓄倉庫の整備を行います。

現状と課題

- 災害対応の中核機能を担う役場庁舎は、老朽化や耐震性への懸念を抱えており、震災前から建て替えが検討されてきました。胆振東部地震の教訓を踏まえた構想・計画づくりが求められています。
- 胆振東部地震で富里・高丘・吉野地区の山際に立地していた指定避難所や一時避難所に定められていたコミュニティ施設が被災したことから、今後は安全性の高い場所での施設の再建が求められています。
- 今後の災害に備え、災害時に安全かつ効率的な物資の供給が行えるよう、安全性の高い場所での防災備蓄倉庫の整備が求められています。

取り組み内容

役場庁舎および周辺の構想・計画づくりを行い、防災機能を強化した新庁舎の建設と周辺公共施設群の再編成を行います。

富里・高丘・吉野地区が共同で使用できる、防災機能を有したコミュニティ施設（（仮称）北部地域防災拠点施設）を山際から離れた厚真川左岸の浸水想定区域外に整備します。

厚真市街地周辺の厚真川浸水想定区域外に、平常時に備蓄品などを保管し、災害時の支援物資の受け入れにも対応できる、十分な容量を有する防災備蓄倉庫を整備します。

主な取り組み・事業

- ・ 庁舎および周辺施設整備
- ・（仮称）北部地域防災拠点施設の整備
- ・ 胆振東部消防組合厚真支署の建て替え
- ・ 防災備蓄倉庫の整備

項目	事業期間							
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
庁舎および周辺施設整備	公共施設群の再編成							
（仮称）北部地域防災拠点施設の整備			計画・設計	建設工事				
防災備蓄倉庫の整備				設計	建設工事			



V 復旧・復興計画 第3期

事業概要 富里・高丘・吉野地区のまちづくりの拠点施設として、平常時における交流や防災備蓄機能、災害時における避難所、物資保管・供給機能などを併せ持つ複合施設として整備

建設形態 建物は平屋建て、300～350㎡程度を想定

整備時期 令和3年度内完成（予定）

建設場所



基本方針4 | 被災の記憶の継承

施策 1 犠牲者の追悼

施策の
方針

*町民一人ひとりが胆振東部地震により失われた尊い命と胆振東部地震の経験を心に残し続けていくために、追悼や慰霊の場を整備します。

現状と課題

- 胆振東部地震により亡くなられた方々をしのび、哀悼の意をささげるため、「胆振東部地震厚真町追悼式」を実施しています。
- 土砂災害により多くの方が犠牲になった吉野地区や役場庁舎に仮設的な追悼の空間を設けてきましたが、今後は後世に残し続けるために、恒久性のある追悼・慰霊の場と、厚真町の復興に対する思いを未来に伝えていく場を整備していくことが求められています。

取り組み内容

胆振東部地震厚真町追悼式を執り行うとともに、胆振東部地震による犠牲者を悼み、胆振東部地震の記憶の継承と復興への思いを象徴する場として、慰霊の石碑や慰霊モニュメントを町の中心部に整備すると共に、犠牲者がいる集落への整備支援を検討します。

主な取り組み・事業

- ・胆振東部地震厚真町追悼式
- ・慰霊碑の整備
- ・慰霊施設・モニュメント等の整備

項目	事業期間							
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
胆振東部地震厚真町追悼式	胆振東部地震厚真町追悼式							
慰霊碑の整備				慰霊碑の整備				
慰霊施設・モニュメント等の整備			慰霊施設等の検討					



V 復旧・復興計画 第3期

施策 2 胆振東部地震の記録や記憶の継承

施策の 方針

*胆振東部地震から得た教訓を後世に伝えるため、発災から復旧・復興までの記録、被災者の経験、震災前の暮らしの記憶などを収集・保存・活用します。

現状と課題

- 胆振東部地震後、それぞれの現場での救援・復旧に向けた動きをとりまとめた「平成30年北海道胆振東部地震厚真町災害対応検証」や、同じく甚大な被害を受けた安平町・むかわ町と合同で北海道胆振東部地震災害記録誌を作成しています。今後は、町における復旧・復興に関するさまざまな行政資料だけでなく、暮らしや産業の復興にかかわってきた当事者の取り組み・想い、町民個人の経験を含めて総合的にアーカイブ化を図っていくことが求められます。
- また、山体崩壊が起きた日高幌内沢などは、胆振東部地震が引き起こした山体崩壊の甚大さやそのメカニズムを体感できる場所であり、既に小中学生の授業などにおいて見学プログラムが実施されています。今後、胆振東部地震遺構としての保存・活用のあり方や砂防区域内での安全な回遊ルート・視点場の整備について検討が必要です。

取り組み内容

発災から復旧・復興までの記録資料や被災者の記憶をアーカイブ化し、胆振東部地震から得た教訓と復旧・復興の過程を伝える記録誌を作成します。また、胆振東部地震がもたらしたものを伝えるために、被災現場や実物資料などの保存・活用について検討します。

主な取り組み・事業

- ・胆振東部地震の記録・記憶の収集・保存・整理・活用
- ・町史の編さん（災害記録含む）
- ・胆振東部地震遺構の保存・活用に関する検討
- ・対応記録集の作成
- ・胆振東部地震災害記録誌作成

項目	事業期間							
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
胆振東部地震の記録・記憶の収集・保存・整理・活用	胆振東部地震の記録・記憶の収集・保存・整理・活用							
胆振東部地震災害記録誌作成事業	3町合同記録誌の作成							
対応記録集の作成	対応記録集の作成							
町史の編さん（災害記録含む）	町史の編さん（災害記録含む）							
胆振東部地震遺構の保存・活用に関する検討	胆振東部地震遺構や実物資料などの保存・活用に関する検討							

施策 3 防災・減災意識の醸成

施策の
方針

* 防災・減災まちづくりの意識醸成を図り、地域全体の災害に対応する力を高めるために、子どもたちへの防災教育や町内外に対する啓発活動を実施します。

現状と課題

- 胆振東部地震後、町内の小中学校では、「厚真町心のサポート・防災学習推進協議会」を設置し、児童・生徒の心のケアを目的としたサポート授業や実際の山腹・山体崩壊地の現場見学や避難所生活の模擬体験などによる防災学習の推進に取り組んでいます。今後は、子どもたちが防災・減災意識を高め、自助・共助の大切さを自覚し、自ら判断し行動する力の定着をめざした防災教育を支援するツールの作成とそれらを活用した教育プログラムの体系化を図ることが求められています。
- 併せて、胆振東部地震の記録や防災学習に関する情報の発信、さまざまな団体・人材の交流を支える場が必要となっています。

取り組み内容

防災・減災まちづくりの意識醸成を図るため、児童・生徒を対象とした心のケアや防災学習の取り組みを継続し、加えて学校教育の幅広い場面で活用できる副読本を作成します。また、胆振東部地震の記録展示や防災学習推進に活用する施設を整備します。

主な取り組み・事業

- ・ 防災学習の推進
- ・ 児童生徒を対象とした心のケアと災害体験（震災経験）の共有化
- ・ 防災教育のための副読本の作成
- ・ 胆振東部地震伝承施設の検討

項目	事業期間							
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
防災学習の推進								
児童生徒を対象とした心のケアと災害体験（震災経験）の共有化								
防災教育のための副読本の作成								
胆振東部地震伝承施設の検討								



施策 4 胆振東部地震の経験を生かした交流人口・関係人口の創出

施策の 方針

*復興の先のまちづくりを見据えて新たな交流人口・関係人口を創出するため、胆振東部地震の経験を生かした観光プログラムなどを推進します。

現状と課題

- 胆振東部地震による被害、復旧・復興の状況を町内外の方々に知ってもらうために、他の自治体関係者、民間事業者や学校などを対象とした被災地視察を試行的に実施しています。
- 今後は、このような取り組みを震災伝承プログラムとして確立し、交流人口や多様な地域の担い手となる関係人口の創出につなげていくことが求められます。
- これらの取り組みを通じて、胆振東部地震の経験を災害に備える防災意識社会の実現に役立てていくことが大切です。

取り組み内容

胆振東部地震の被害や復旧・復興の過程を伝え、学び合うとともに、厚真町の魅力を発信するために、森林崩壊地、今後整備を進める展示施設や慰霊モニュメント、既存の厚真の資源を生かした観光コンテンツなどを合わせて町内をめぐるモデルプログラムを作成します。

また、観光協会などとの連携により地域に内在する人材のネットワークを図りながら、胆振東部地震の経験を語り継ぐ人材の育成や、震災伝承プログラムの運営の仕組みづくりを推進します。

主な取り組み・事業

- ・震災伝承プログラムの作成・運営の仕組みづくり
- ・被災の経験を語り継ぐ人材の育成と活動推進

項目	事業期間							
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
震災伝承プログラムの作成・運営の仕組みづくり					観光プログラムの作成・運営の仕組みづくり			
被災の経験を語り継ぐ人材の育成と活動推進					被災の経験を語り継ぐ人材の育成と活動推進			